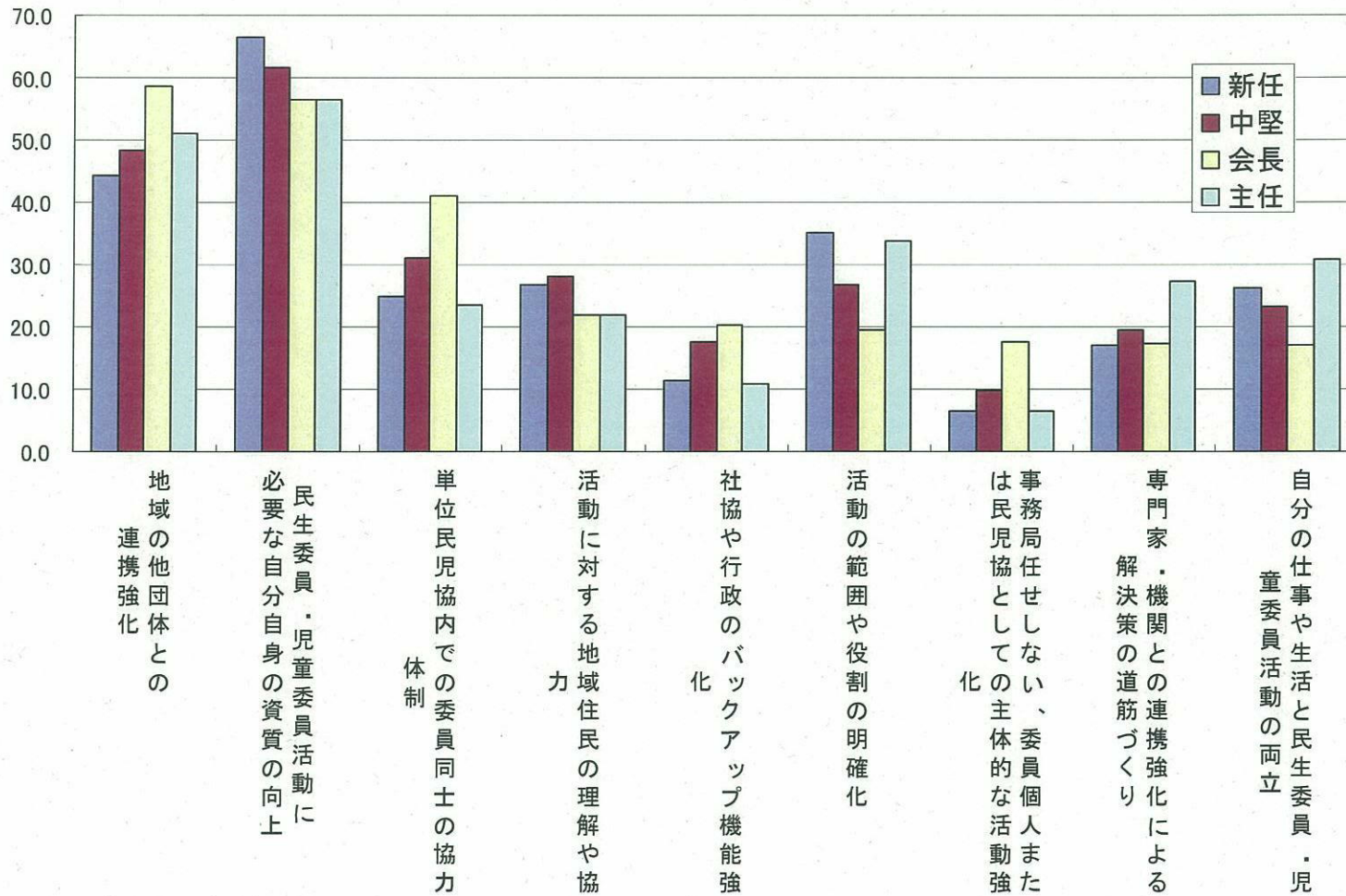


# 別表5-④ 委員を続けるために必要なことの比較

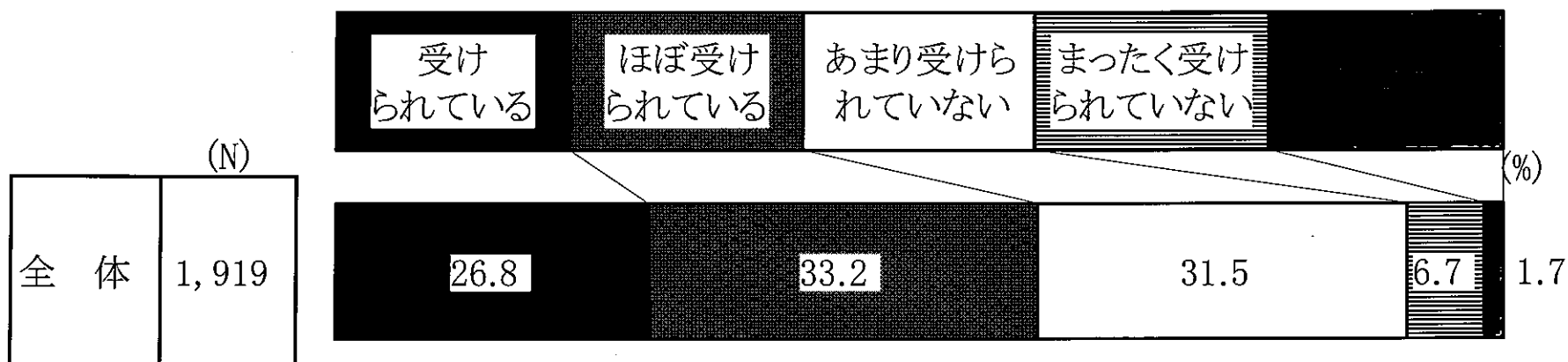
「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査」(全民児連/平成18年12月)より抜粋



「民生委員が委員活動を続けるために必要と感じている事項」として、その第2位が「地域の他団体との連携強化」50.7%、となっている。

# 別表6-① 行政からの個人情報提供状況

「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(全民児連／平成19年3月)より抜粋



法定単位民児協が地域の要援護者支援を行うにあたって、希望する個人情報の行政の提供が「受けられている」法定単位民児協は26.8%であり、これに「ほぼ受けられている」(33.2%)を含むと全体の60.0%となる。

「あまり受けられていない」(31.5%)と「まったく受けられていない」(6.7%)の合計は38.2%と、4割近くに達している。

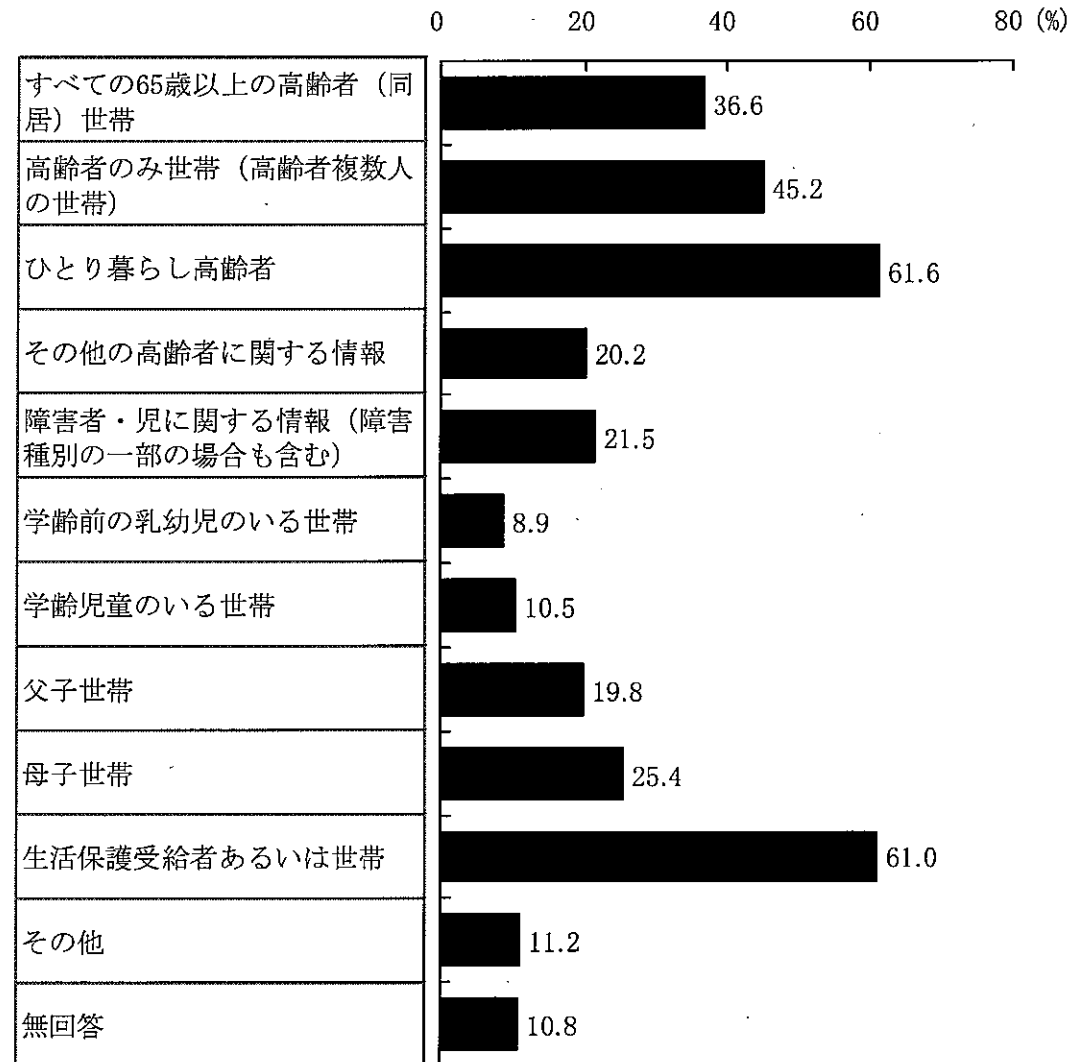
# 別表6-② 行政から情報提供を受けて保有できている 情報内容

「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(全民児連／平成19年3月)より抜粋

情報提供により保有できている情報の内容は、「ひとり暮らし高齢者」61.6%、「生活保護受給者あるいは世帯」61.0%。

「母子世帯」25.4%、「父子世帯」19.8%と低率。

「障害者・児に関する情報」21.5%と低率。



(N=1,919)

## 民生委員・児童委員活動事例

### (1) 高齢者など要援護者のための見守りネットワークの推進（青森県・今別町民児協）

今別町民児協では、地区社協が推進する見守り・支援事業「ほのぼの交流事業」に協力・参画している。12地区ごとに、訪問によって見守り希望の有無を確認し、了解を得た上で緊急連絡先や健康状態などを台帳に記録。民生委員・児童委員は、1世帯につき2名の協力員とともに担当している。見守りは、日常的な安否確認から、近所の方からの情報提供、緊急対応、離れて暮らす家族との連絡など、社協を中心に、民生委員・児童委員が関係機関・団体とのパイプ役をしながら地域全体で取り組むしくみとなっている。

### (2) 被災地での支援活動（石川県・輪島市門前地区民児協）

平成19年3月に発生した「平成19年能登半島地震」で被害の大きかった輪島市門前地区では、地震発生時から直ちに民児協、民生委員・児童委員による災害時支援が行われた。日頃の見守り活動等を通じて、寝たきりやひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯などの要援護者がマップに記録され、情報も更新されていた。また、前年に地域の防災訓練を実施していたことで、民生委員・児童委員としての役割分担が確認されていた。このような日頃の活動によって、すばやい要援護者の安否確認・避難誘導が可能となった。

### (3) 乳幼児とその親が集う「子育てサロン」の取り組み（東京都・港区赤坂地区民児協）

港区赤坂地区民児協では、廃校となった小学校校舎を活用して設けられた施設を活用して、「子育てサロン」を開催している。月に2回、地域の子育て中の親子が気軽に立ち寄れるサロンを開催している。子どもを遊ばせながら、親同士が交流したり、子育て経験のある児童委員・主任児童委員に気軽に相談したりできる場となっている。

#### (4) 主任児童委員発の児童虐待防止ネットワーク活動（宮崎県都城市山田地区民児協）

山田地区民児協では、地域の家庭支援において困難を抱えた主任児童委員の働きかけにより、行政や学校等との情報交換の場を設け情報交換・協議を重ね、平成16年より民児協を中心とした「児童虐待防止ネットワーク」を立ち上げた。以降、課題を抱える家庭への支援について具体的な協議・連携の場として運営してきた。平成18年に山田町が都城市に合併され都城市要保護児童等対策地域協議会が設置されてからは、市総合支所の保健師を中心とした運営となったが、引き続き山田地区における虐待の疑いのある過程や、虐待に至るおそれのある家庭への支援について検討する場となっている。